

令和5年4月28日  
長野県福祉共済協同組合

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ見直しに伴う  
「みなし入院」の特別取扱いの終了について

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々および関係者の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

掲題に関し、以下のとおりご案内いたしますので、ご承知のほどお願い申し上げます。

**1. 特別取扱い（みなし入院）の終了について**

当組合では、令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症と診断され医師の指示により宿泊・自宅療養された場合は、普通共済約款上の「入院」とみなし、入院共済金のお支払対象とする特別なお取扱い（以下、「みなし入院」といいます。）を時限的に実施しており、令和4年9月26日以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に、「みなし入院」のお取扱いを継続してまいりました。

今般、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」とされるとの政府公表を踏まえ、当該位置づけの見直しが実施された場合には、同日以降の「みなし入院」のお取扱いを終了させていただきます。

なお、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方におかれましては、ご請求が5月8日以降となってもこれまでどおりのお取扱いを継続いたしますので、ご安心ください。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、普通共済約款上の「入院」の定義に該当する入院をされた場合は、5月8日以降も変わらず入院共済金のお支払対象となります。詳細は「3. 変更対象となる共済商品と入院共済金のお支払い範囲」をご確認ください。

**2. 「みなし入院」の取扱いを開始した経緯と今回終了の理由**

当組合の普通共済約款では、（大要）以下の全ての要件を満たした場合に「入院」共済金をお支払いすることを定めております。

- ① 医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、
- ② 病院または診療所に入り、
- ③ 常に医師の管理下において治療に専念すること

しかしながら、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。こうした宿泊・自宅療養は、普通共済約款で定める入院の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、当組合では新型コロナウイルス感染症と診断され医師の指示により宿泊・自宅療養された場合は、普通共済約款上の「入院」とみなし、入院共済金のお支払い対象とする「みなし入院」のお取扱いを時限的に実施しておりました。

その後、軽症・無症状の方の割合が高まる状況となり、さらに政府の決定により令和4年9月26日以降、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る医師の届出（発生届）の対象が、全国一律で重症化リスクの高い方に限定されることとなったことを受け、同日以降は重症化リスクの高い方の宿泊・自宅療養を「みなし入院」による入院共済金のお支払対象としてまいりました。

このようななか今般、令和5年1月27日付新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっております。

「5類感染症」への位置づけ変更が実施された場合、季節性インフルエンザと同様に、感染症法上の入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、当組合では令和5年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」のお取扱いを終了するに至りました。

### 3. 変更対象となる共済商品と入院共済金のお支払い範囲

共済商品

生命医療共済（シニア選択緩和型・ミドル健康告知型・ミドル選択緩和型）・  
福利厚生共済・休業支援共済・医療共済・病気入院共済特約

下表に記載の期間のいずれに該当するかについては、新型コロナウイルス感染症の陽性判定日（診断日）によって判定いたします。

ケース		令和4年 9月25日まで	令和4年9月26日 ～ 令和5年5月7日	令和5年 5月8日以降
入院された場合 (普通共済約款における取扱い)		○お支払い対象	○お支払い対象	○お支払い対象
宿泊・自宅療養 された場合 (「みなし入院」の 特別取扱い)	重症化リスク の高い方※	○お支払い対象	○お支払い対象	×お支払い対象外
	上記以外の方	○お支払い対象	×お支払い対象外	×お支払い対象外

※ 「重症化リスクの高い方」とは、発生届出の対象となる「65歳以上の方」、「入院を要する方」、「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」、「妊婦の方」になります。

#### <みなし入院のご請求に関してご留意いただきたい点>

陽性判定日（診断日）が令和5年5月7日以前の方で、上表の「みなし入院」の特別取扱いに該当する方は、以下にご留意いただいたうえでご請求ください。

- 厚生労働省より、My HER-SYSの療養証明書機能について、令和5年5月8日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能であるとの発表がなされています。
- 令和5年10月以降の利用については未定となっているため、「My HER-SYS 画面での

療養証明」にてご請求される場合はお早めにご請求いただくようご案内申し上げます（10月以降も他の書類によるご請求は可能です）

以上